

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公開番号】特開2017-164119(P2017-164119A)

【公開日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-036

【出願番号】特願2016-50626(P2016-50626)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域を形成する遊技板と、

前記遊技板の後側に取付けられている裏ユニットと、を備え、

所定の制御条件の成立に基づいて遊技者に有利な特別遊技状態に制御する遊技機において、

前記裏ユニットは、所定の画像を表示可能な画像表示手段を組付けている第1裏ユニットと、移動可能な可動部材と前記可動部材を移動させる駆動源を組付けている第2裏ユニットと、を備え、

前記第1裏ユニットは、前記遊技板の後側に取付けられている一方、前記第2裏ユニットは、前記第1裏ユニットに取付けられ前記遊技板に直接取付けられていないものであり、

前記第2裏ユニットは、前記可動部材と前記駆動源を組付けている状態で、前記第1裏ユニットに対して脱着可能なものであることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

從来より、遊技機の一例であるパチンコ遊技機には、遊技機枠の内部に遊技盤ユニットが収容されるようになっている。遊技盤ユニットは、特開2014-076179号公報に記載のように、板状部材である遊技盤の後側に、裏ユニット(裏側演出ユニット)が取付けられたものである。遊技盤ユニットは、裏ユニットと蓋の役割を果たす遊技盤とよって、略ケース状になる。そのため裏ユニットには、遊技盤以外の様々な部材が組付け又は収容される。具体的には、演出表示装置、装飾部材、可動部材、駆動源、ハーネス、各種の制御基板等が組付け又は収容されることになる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2014-076179号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ところで、特開2014-076179号公報に記載の裏ユニットは、様々な部材を収容又は組付ける機能を果たすものとして、それ以上に小さいユニットに分割されない構造である。すなわち裏ユニットとしては、1つしかないものになっている。そのため、仮に裏ユニットに設けられている部材に不具合又は故障が生じた場合に、裏ユニット全体を交換することになると、コストが嵩んでしまう。また、裏ユニットから不具合又は故障が生じた部材を取外そうとした場合、裏ユニットが分割できない構造であるため、その部材を取外し難い。つまり、裏ユニットに設けられている部材の修理又は交換をし難い構造になっている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものである。すなわちその課題とするところは、裏ユニットに設けられている部材に異常が生じた場合の対応を簡易にすることが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、上記の課題を解決するために次のような手段をとる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明に係る遊技機は、

遊技球が流下可能な遊技領域を形成する遊技板と、

前記遊技板の後側に取付けられている裏ユニットと、を備え、

所定の制御条件の成立に基づいて遊技者に有利な特別遊技状態に制御する遊技機において

て、

前記裏ユニットは、所定の画像を表示可能な画像表示手段を組付けている第1裏ユニットと、移動可能な可動部材と前記可動部材を移動させる駆動源を組付けている第2裏ユニットと、を備え、

前記第1裏ユニットは、前記遊技板の後側に取付けられている一方、前記第2裏ユニットは、前記第1裏ユニットに取付けられ前記遊技板に直接取付けられていないものであり

前記第2裏ユニットは、前記可動部材と前記駆動源を組付けている状態で、前記第1裏ユニットに対して脱着可能なものであることを特徴とする遊技機である。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

この構成の遊技機によれば、第1裏ユニットは画像表示手段を組付けているのに対して、第2裏ユニットは可動部材と駆動源を組付けている。そのため、可動部材又は駆動源に故障又は不具合が生じた場合に、第2裏ユニットは第1裏ユニットのように遊技板の後側に取付けられていないため、可動部材と駆動源を組付けている第2裏ユニットを第1裏ユニットから取外して交換することができる。従って、第2裏ユニットに組付けられている画像表示手段を交換することにならない。よって第2裏ユニットに異常が生じた場合に、裏ユニット全体を交換することなく簡易に対応することが可能である。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の遊技機によれば、裏ユニットに設けられている部材に異常が生じた場合の対応を簡易にすることが可能である。